



島根県報

平成21年6月12日（金）

第2,093号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

身体障害者福祉法の規定による医師の指定	（障害者福祉課）	2
土地改良区の役員の退任	（農村整備課）	2
土地改良区の役員の就任及び退任	（　　〃　　）	2
松くい虫等被害木緊急除去対策事業の委託業務に係る入札に参加する者に必要な資格	（森林整備課）	3
保安林の指定（2件）	（　　〃　　）	4
保安林予定森林	（　　〃　　）	4
公有水面埋立ての竣功認可	（漁港漁場整備課）	5

【公 告】

開発行為に関する工事の完了	（都市計画課）	6
---------------	---------	---

【選管告示】

地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数		7
---	--	---

【公安規則】

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	（警察本部）	7
------------------------	--------	---

【労委告示】

あっせん員候補者の告示		8
-------------	--	---

【正 誤】

平成21年3月31日付け島根県報号外第69号中	（人事委員会）	9
-------------------------	---------	---

告 示**島根県告示第465号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成21年 6 月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
林原 雅子	整形外科	松江市立病院	松江市乃白町32-1	平成21年 5 月29日
武本 啓	形成外科	松江市立病院	松江市乃白町32-1	平成21年 5 月29日
石根 直子	内科	やすぎクリニック	浜田市下府町69-1	平成21年 5 月29日
須谷 顕尚	呼吸器科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	平成21年 5 月29日
安本 博晃	泌尿器科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	平成21年 5 月29日
淵脇 貴史	耳鼻咽喉科	六日市病院	鹿足郡吉賀町六日市368-4	平成21年 5 月29日

島根県告示第466号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成21年 6 月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

松江市土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事

伊藤 忠志 松江市南平台26-15

島根県告示第467号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成21年 6 月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

大田市富山町西部土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

島林 哲夫 大田市富山町山中287番地

島林 清次 大田市富山町山中1521番地 3

大野 重信 大田市富山町山中1316番地

加藤 保夫 大田市富山町山中1324番地 2

吉田 邦夫 大田市富山町山中796番地

小林 孝幸 大田市富山町山中2465番地 1
和田 寛章 大田市富山町山中73番地
大野 俊司 大田市富山町神原695番地乙
鳥笥尾 博 大田市富山町神原752番地
大野 秀穂 大田市富山町神原461番地
鳥笥尾輝男 大田市富山町神原337番地
錦織 里志 大田市富山町神原291番地

監事

幸村 孝教 大田市富山町山中45番地
藤原 浩 大田市富山町山中2142番地 1
白石 勝 大田市富山町山中668番地
土山 和博 大田市富山町神原748番地

2 就任年月日

平成21年 4 月 1 日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

鳥林 哲夫 大田市富山町山中287番地
矢田 輝夫 大田市富山町山中1547番地
渡辺 繁信 大田市富山町山中1636番地 1
張間 功 大田市富山町山中1806番地
吉田 邦夫 大田市富山町山中796番地
岩崎 義徳 大田市富山町山中460番地 1
和田 寛章 大田市富山町山中73番地
大野 俊司 大田市富山町神原695番地乙
鳥笥尾 博 大田市富山町神原752番地
大野 秀穂 大田市富山町神原461番地
鳥笥尾輝男 大田市富山町神原337番地
錦織 俊雄 大田市富山町神原289番地

監事

幸村 孝教 大田市富山町山中45番地
藤原 修 大田市富山町山中1289番地
白石 勝 大田市富山町山中668番地
土山 和博 大田市富山町神原748番地

島根県告示第468号

県が発注する松くい虫等被害木緊急除去対策事業の委託業務に係る入札に参加する者に必要な資格は、島根県森林整備工事入札参加資格審査要綱（平成18年島根県告示第11号）第2条の規定により知事が認定した者であることとしたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第2項及び島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第65条第2項の規定により告示する。

平成21年 6 月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第469号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成21年6月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

雲南市掛合町波多1814-10

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第470号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成21年6月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町加茂布施402

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第471号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成21年6月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

飯石郡飯南町下来島3265、3269、3272から3274まで、3277から3279まで

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第472号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立てを竣功認可したので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年6月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 竣功認可の年月日

平成21年6月3日

2 竣功認可を受けた者

松江市殿町1番地

島根県 代表者 島根県知事 溝口善兵衛

3 埋立区域の位置、区域及び面積

(1) 位置

区域－A 隠岐郡西ノ島町大字浦郷字蛸崎218番5地先公有水面

区域－B 隠岐郡西ノ島町大字浦郷字西ノサキ544番43地先公有水面

(2) 区域

区域－A

次の各点を順次結んだ線及び①の地点と②の地点を結ぶ秋分の満潮位（D. L. +0.47メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 隠岐郡西ノ島町大字浦郷内の「浦郷港弁天防波堤灯台」（北緯36度5分29.7秒、東経132度59分43.6秒、以下「原点」という。）から33度56分38秒、52.83メートルの地点

②の地点 ①の地点から339度58分12秒、1.67メートルの地点

③の地点 ②の地点から67度14分53秒、3.10メートルの地点

④の地点 ③の地点から337度14分16秒、40.25メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から247度14分53秒、3.10メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から337度7分59秒、0.25メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から292度32分35秒、0.23メートルの地点

- ⑧の地点 ⑦の地点から22度30分43秒、3.10メートルの地点
⑨の地点 ⑧の地点から292度30分29秒、43.47メートルの地点
⑩の地点 ⑨の地点から22度31分14秒、0.40メートルの地点
⑪の地点 ⑩の地点から14度42分11秒、3.67メートルの地点
⑫の地点 ⑪の地点から16度50分8秒、20.04メートルの地点

区域－B

次の各点を順次結んだ線及び①の地点と⑥の地点を結ぶ秋分の満潮位（D. L. +0.47メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- ①の地点 区域－Aで定めた原点から343度54分43秒、116.64メートルの地点
②の地点 ①の地点から178度43分12秒、2.95メートルの地点
③の地点 ②の地点から90度56分51秒、1.15メートルの地点
④の地点 ③の地点から112度23分29秒、3.34メートルの地点
⑤の地点 ④の地点から16度50分9秒、12.42メートルの地点
⑥の地点 ⑤の地点から287度3分25秒、0.09メートルの地点

(3) 面積

区域－A 2,648.95平方メートル

区域－B 11.11平方メートル

4 埋立地の用途

埠頭用地（道路敷、岸壁敷、護岸敷、漁具保管施設用地）

5 免許の年月日及び番号

平成18年7月5日 指令漁第208号

6 縦覧場所

島根県農林水産部漁港漁場整備課、隠岐支庁水産局及び西ノ島町役場

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成21年6月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

出雲市大津町字西谷2758番2、2760番、2762番、2759番1、3539番3、2761番、3539番2、2759番2、2755番3、3602番2、3603番

出雲市大津町字池ノ内3513番3、3514番2、3512番1、3512番3、3514番3、3513番2

出雲市大津町字寺床3538番3、3538番2

面積 5,311.71平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

出雲市今市町70番

出雲市長 長岡 秀人

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数又は3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成21年6月12日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

- | | |
|--|---------|
| 1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数 | 11,955 |
| 2 地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） | 166,292 |
| 3 地方自治法第80条第1項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） | |
| 八束選挙区 | 3,784 |
| 仁多選挙区 | 4,268 |
| 簸川選挙区 | 7,452 |
| 邑智選挙区 | 6,332 |
| 鹿足選挙区 | 4,563 |
| 隠岐選挙区 | 6,335 |
| 松江選挙区 | 52,169 |
| 浜田選挙区 | 16,697 |
| 出雲選挙区 | 39,311 |
| 益田選挙区 | 14,166 |
| 大田選挙区 | 11,138 |
| 安来選挙区 | 11,927 |
| 江津選挙区 | 7,283 |
| 雲南・飯石選挙区 | 13,829 |
| 4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） | 166,292 |

公 安 委 員 会 規 則

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年6月12日

島根県公安委員会委員長 山 下 裕 國

島根県公安委員会規則第10号

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

島根県道路交通法施行細則（昭和55年島根県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第10条第1号ア(ウ)中「第48条の13第1項」を「第48条の14第2項」に改め、同号ア(ウ)を同号ア(エ)とし、同号ア(イ)中「場合」の次に「(イ)に該当する場合を除く。」を加え、同号ア(イ)を同号ア(ウ)とし、同号ア(ア)の次に次のように加える。

(イ) 16歳以上の運転者が、幼児2人を幼児2人同乗用自転車（運転者のための乗車装置及び2の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車をいう。）の幼児用座席に乗車させている場合

附 則

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

労 働 委 員 会 告 示

島根県労働委員会告示第1号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条の規定に基づき委嘱したあっせん員候補者について、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第4条及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定によりその氏名、現職、経歴等を次のとおり告示する。

平成21年6月12日

島根県労働委員会会長 近 藤 正 三

氏 名	現 職	経 歴	委嘱年
吾郷 計宜	弁護士	民事調停委員 島根県弁護士会会長 第41期島根県労働委員会委員	平成20年
浅田 憲三	弁護士	島根県弁護士会会長 第38～41期島根県労働委員会委員	平成13年
近藤 正三	島根大学名誉教授 岡山商科大学名誉教授	島根大学教授 第9、11、12、18～41期島根県労働委員会委員	昭和39年
林 周一郎	有限会社マツジョウ常務	株式会社山陰中央新報社経営企画室業務推進 役兼論説委員 第40、41期島根県労働委員会委員	平成17年
松原 三朗	弁護士	島根県公益認定等審議会委員	平成21年
大崎 康弘	日本労働組合総連合会島根県連合会副会長 全日本自治団体労働組合島根県本部執行委員長	島根県職員労働組合執行委員長	平成21年
佐藤 伸廣	日本労働組合総連合会島根県連合会副会長 UIゼンセン同盟島根県支部長	京都府労働委員会委員 第40、41期島根県労働委員会委員	平成18年
田中 義夫	全日通労働組合島根県支部執行委員長 日本労働組合総連合会島根県連合会執行委員 全日本運輸産業労働組合連合会島根県連合会執行委員長	島根県地方労働審議会委員 第41期島根県労働委員会委員	平成19年
堀内 幹夫	日本労働組合総連合会島根県連合会事務局長	三菱農機労働組合中央副書記長 島根県地方労働審議会委員	平成21年
矢倉 淳	日本労働組合総連合会島根県連合会会長	日本労働組合総連合会島根県連合会事務局長 第38～41期島根県労働委員会委員	平成13年
井田 敬三	社団法人島根県経営者協会専務理事	株式会社山陰合同銀行検査部長	平成15年

		第39～41期島根県労働委員会委員	
江田 小鷹	三和興業株式会社代表取締役社長 出雲商工会議所会頭 社団法人島根県経営者協会常任理事	出雲商工会議所副会頭 第37～41期島根県労働委員会委員	平成11年
島崎 誠	三菱農機株式会社常務取締役	三菱重工フォークリフト販売株式会社常務取締役総務部長 第41期島根県労働委員会委員	平成20年
杉谷 雅祥	山陰クボタ水道用材株式会社代表取締役社長 社団法人島根県法人会連合会会長	島根県中小企業団体中央会副会長 第38～41期島根県労働委員会委員	平成13年
櫛山 陽介	浜田ガス株式会社代表取締役社長 浜田商工会議所副会頭 社団法人島根県経営者協会常任理事 社団法人日本ガス協会中国部会理事	第38～41期島根県労働委員会委員	平成13年
福田 敏	島根県労働委員会事務局長	島根県議会事務局次長	平成21年
加藤 幹雄	島根県労働委員会事務局審査調整課長	島根県教育庁全国高等学校総合文化祭推進室長	平成20年

正 誤

平成21年3月31日付け島根県報号外第69号に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
2	下から4	「研修調査グループ課長」に改め	削り